

コーポレートガバナンス・企業会計等をめぐる取組みについて

コーポレートガバナンスや企業会計等については、金融・資本市場をめぐる状況や国際的な情勢等を踏まえつつ、不断に措置を講じていくことが求められている。

こうした中、昨年大きく分けて、①コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた検討、②国際会計基準(IFRS)への対応、という課題に取り組んできた。

本稿では、これらの課題への取組み内容や、今後の方向性などについて紹介することとしたい。なお、文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であることを申し添えたい。

I コーポレートガバナンス・コードの策定に向けた検討

1 経緯

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」を受けて、昨年2月に日本版スチュワードシップ・コードが策定・公表されるなど、我が国におけるコーポレートガバナンスをめぐる取組みは、近年、大きく加速しているところである。

こうした中、昨年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014』において、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する」との施策が盛り込まれた。

これを受けて、昨年8月、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（以下「本有識者会議」という）が設置された。本有識者会議は、昨年8月から計8回にわたり議論を重ね、同年12月12日、コーポレートガバナンス・コードの策定に関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード(原案)」（以下「本コード(原案)」という）の形で取りまとめた。

本コード(原案)は、国内外に広くパブリック・コメントに付されており(日本語版は昨年12月17日～、英語版は同月26日～)、その後、東京証券取引所において、『「日本再興戦略」改訂2014』を踏まえ、本コード(原案)をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」が制定される予定である。

2 本コード(原案)の目的

本コード(原案)は、『日本再興戦略』改訂2014に基づき、我が国の成長戦略の一環として策定されるものである。本コード(原案)において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、こうした認識の下、本コード(原案)には、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則が盛り込まれている。

コーポレートガバナンスというと、会社における不祥事の防止といった側面が思い浮かべられるかもしれないが、本コード(原案)は、そのような側面を過度に強調するのではなく、むしろ健全な企業家精神の発揮を促し、収益力・資本効率等の改善につながるような「攻めのガバナンス」を目指すものである。

本コード(原案)には、会社に対して一定の規律を求める記載が含まれているが、これらを会社の事業活動に対する制約と捉えることは適切ではない。むしろ、仮に、会社においてガバナンスに関する機能が十分に働かないような状況が生じれば、経営の意思決定過程の合理性が確保されなくなり、経営陣が、結果責任を問われることを懸念して、自ずとリスク回避的な方向に偏るおそれもある。本コード(原案)では、会社に対してガバナンスに関する適切な規律を求めることにより、経営陣をこうした制約から解放し、健全な企業家精神を発揮しつつ経営手腕を振るえるような環境を整えることを狙いとしている。

市場においてコーポレートガバナンスの改善を最も強く期待しているのは、通常、ガバナンスの改善が実を結ぶまで待つことができる中長期保有の株主であり、こうした株主は、市場の短期主義化が懸念される昨今においても、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在である。本コード(原案)は、会社が、各原則の趣旨・精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を検討し、自律的に対応することを求めるものであるが、このような会社の取組みは、スチュワードシップ・コードに基づくこうした株主(機関投資家)と会社との間の建設的な「目的を持った対話」によって、更なる充実を図ることが可能である。その意味において、本コード(原案)とスチュワードシップ・コードとは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される。

3 「プリンシプルベース・アプローチ」及び“Comply or Explain”

本コード(原案)において示される規範は、基本原則、原則、補充原則から構成されているが、それらの履行の態様は、例えば、会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等によって様々に異なり得る。本コード(原案)に定める各原則の適用の仕方は、それぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものと考えられる。

こうした点に鑑み、本コード(原案)は、会社が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」(細則主義)ではなく、会社が各々の置かれた状況に応じて、実効的なコーポレートガバナンスを実現することができるよう、スチュワードシップ・コードと同様、いわゆる

「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)を採用している。また、本コード(原案)は、法令とは異なり法的拘束力を有する規範ではなく、その実施に当たっては、いわゆる“Comply or Explain”(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法を採用している(この点も、スチュワードシップ・コードと同様である)。

4 本コード(原案)の基本原則

本コード(原案)は、序文ならびに基本原則、原則および補充原則から構成されている。詳細については本コード(原案)そのものをご参照いただきたいが、本コード(原案)の骨格を成す五つの基本原則の概要は、以下のとおりである。

まず、第一の基本原則(株主の権利・平等性の確保)では、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきとの記載がされている。

第二の基本原則(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)では、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきとの記載がされている。

第三の基本原則(適切な情報開示と透明性の確保)では、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきとの記載がされている。

第四の基本原則(取締役会等の責務)では、取締役会が、①企業戦略等の大きな方向性を示すこと、②経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと、③独立した客観的な立場から、経営陣(執行役およびいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと、をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきとの記載がされている。

第五の基本原則(株主との対話)では、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行うべきとの記載がされている。

5 本コード(原案)の適用

本コード(原案)は、我が国取引所に上場する会社を適用対象とするものである。本則市場(市場第一部および市場第二部)以外の市場に上場する会社に対する本コード(原案)の適用に関しては、今後、東京証券取引所において、本コード(原案)のどの部分に、どのような形での考慮が必要かについて整理がなされることが期待される。

また、本コード(原案)は、東京証券取引所において必要な制度整備を行ったうえで、本年6月1日から適用することが想定されている。もっとも、本コード(原案)の幾つかの原則については、各会社の置かれた状況によっては、その意思があっても適用当初から完全に実施することが難しいことも考えられる。その場合において、上場会社が、まずはそれらの原則の適用開始に向けて真摯な検討や準備作業を行ったうえで、なお完全な実施が難しい場合に、今後の取組

み予定や実施時期の目途を明確に説明することにより、対応を行う可能性は排除されていない。

II 国際会計基準(IFRS)への対応

平成 25 年6月、企業会計審議会は「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」を取りまとめ、公表した。このいわゆる「当面の方針」においては、IFRS の強制適用の是非については、未だその判断をすべき状況にないとしたうえで、まずは、①IFRS の任意適用の積上げを図ること、および②日本が考える「あるべきIFRS」についての対外的な意見発信をすることが重要とされた。

その後、この「当面の方針」を受けて、IFRS 任意適用要件の緩和(平成 25 年 10 月に内閣府令を改正)や「修正国際基準」の策定(昨年7月に公開草案を公表)など、関係者による各般の取り組みが進められてきた。また、昨年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014」においては、閣議決定レベルでは初めて、「IFRS の任意適用企業の拡大促進」という施策が盛り込まれたところである。

これまでの取り組みを受けて、IFRS の任意適用企業数は着実に増加しており、平成 25 年6月に「当面の方針」が公表された際には 20 社であったが、昨年 12 月 22 日時点では、その倍を超える 54 社(非上場企業2社を含む)となっている。このうち、上場企業である 52 社の時価総額は約 70 兆円であり、この額は全上場企業の時価総額の約 13%を占めるまでに至っている。

「当面の方針」の取りまとめ以降、一年半弱の間、企業会計審議会において会計をめぐる議論は行われていなかったが、上記のような最近の対応等について関係者間での認識共有と一層の連携確保を図る観点から、昨年 10 月 28 日に企業会計審議会総会が開催された。総会においては、「国際会計基準をめぐる最近の対応」について事務局および企業会計基準委員会(ASBJ)から説明を行うとともに、「企業会計審議会会計部会の設置(案)」について事務局から説明を行い、その後、討議が行われた。その結果、企業会計審議会総会の下に新たに会計部会を設置し、「国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う」ことが議決された。

これを受けて、昨年 12 月 15 日に会計部会の第一回会合が開催され、国際会計基準をめぐる最近の状況等について議論が行われた。同会合においては、「任意適用の拡大促進」や「我が国としての意見発信の強化」の重要性があらためて指摘されるとともに、「日本基準の更なる高品質化」や「会計人材の育成」等の課題に取り組むことの必要性が指摘された。

金融庁としては、会計部会における今後の議論も踏まえ、2008 年の G20 首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向けて、引き続き努力してまいりたいと考えている。

Ⅲ おわりに

私どもとしては、以上に紹介した課題への取組み等を通じて、日本経済を成長軌道に乗せ、また、我が国の企業・産業が将来にわたって国際社会の中で勝ち残っていけるような環境作りを目指し、本年(平成 27 年)も引き続き、全力を尽くしてまいりたいと考えている。